

吹田市立スポーツグラウンド条例施行規則の一部改正の骨子案に対する意見募集について

案 件 名	吹田市立スポーツグラウンド条例施行規則の一部改正の骨子案	
政策等の案の題名	吹田市立スポーツグラウンド条例施行規則	
政策等の案の趣旨と概要	令和7年度（2025年度）以降、中の島公園において、都市公園の公募設置管理制度（Park-PFI）が導入され、公園の再整備が行われます。それに伴い、中の島公園と中の島スポーツグラウンドの同一事業者による一体的な指定管理に向け、標記規則の一部改正を実施するものです。	
意見募集案と関連資料	意見募集案	吹田市立スポーツグラウンド条例施行規則の一部改正の骨子案
	関連資料	吹田市立スポーツグラウンド条例施行規則（現行）
	上記の案と資料は、次の場所でも配布しています。 1. 吹田市役所 低層棟3階 文化スポーツ推進室（313番窓口） 2. 吹田市役所 低層棟2階 市民自治推進室（219番窓口）横パブリックコメント専用ラック	
意見提出者	1. 市内に住む人、市内に通勤している人、又は市内に通学している人 2. 市内に事業所を置いて事業活動などを行う個人又は団体 3. 上記のほか、本規則が定められることによって何らかの影響を受ける可能性がある個人又は団体	
意見提出期間	令和5年（2023年）12月1日（金曜日）～令和6年（2024年）1月4日（木曜日） 必着	
意見提出方法と提出先	郵 送	〒564-8550（住所記載不要） 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市 都市魅力部 文化スポーツ推進室 施設担当
	ファックス	06-6368-9908 吹田市 都市魅力部 文化スポーツ推進室 施設担当
	電子メール	spo-shisetsu@city.suita.osaka.jp 吹田市 都市魅力部 文化スポーツ推進室 施設担当 ※件名に「パブリックコメント」と記入してください。
	直接提出	吹田市役所 低層棟3階（313番窓口） 吹田市 都市魅力部 文化スポーツ推進室 施設担当 受付は、月曜日から金曜日まで（閉庁日の12月29日から1月3日を除きます。）の午前9時から午後5時30分までです。
	意見書の様式は自由です。必要に応じて、別紙意見提出用紙をご活用ください。	
注 意 事 項	1. ご意見をお寄せいただくに当たり、住所や氏名などの記載は必要ありません。 2. 意見書には、意見提出者の区分として、「住民」、「通勤者」、「通学者」、「事業その他の活動を行う者」、「利害関係者（具体的な利害関係もお書きください）」のいずれかを必ず明記してください。 3. ご提出いただいた意見提出用紙は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。 4. お電話やご来庁による口頭でのご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。 5. 障がいのある方で、上記による意見提出が困難な場合は、個別にお問い合わせください。 6. お寄せいただいたご意見に対する市の考え方を、令和6年（2024年）3月下旬頃に、ホームページ等で公表します。なお、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。	
問い合わせ先	吹田市 都市魅力部 文化スポーツ推進室 施設担当 電話：06-6384-2394	